

教育民生常任委員会

平成29年6月13日(火)

教育民生常任委員会

定例会名 平成29年第2回定例会
招集日時 平成29年6月13日(火) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員長	須藤京子
副委員長	藤田尚美
委員	鈴木かずみ
〃	石原幸雄
〃	柳井哲也
〃	板倉香
〃	山本伸子

欠席委員 なし

出席説明員

市長	根本洋治
副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
保健福祉部長	川上秀知
教育部長	川井聡
教育委員会次長	杉本和也
教育委員会次長	飯野喜行
教育総務課長	川真田英行
教育総務課学校建設対策監	佐藤孝司
指導課長	村松美一
放課後対策課長	吉田茂男
文化芸術課長	手賀幸雄
生涯学習課長	横瀬幸子
スポーツ推進課長	齋藤勇
国体推進課長	横田武史
中央図書館長	関達彦
保健福祉部次長	藤田幸男
保健福祉部次長	小川茂生

社会福祉課長	糸 賀 修
こども家庭課長	川真田 智 子
保 育 課 長	中 山 智恵子
高齢福祉課長	山 岡 勉
健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝
医療年金課長	石 塚 史 人

議会議務局出席者

書	記	高 野 裕 行
書	記	飯 村 彰

平成29年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

- | | |
|---------|--|
| 議案第 33号 | 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 34号 | 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 35号 | 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 51号 | 工事請負契約の締結について |
| 議案第 52号 | 工事請負契約の締結について |
| 請願第 3号 | 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願 |

午前10時00分開会

○須藤委員長 おはようございます。

ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

本委員会は、常任委員会委員が新たに選任されて以降、初めての委員会となりますので、改めて委員長、副委員長、委員を御紹介させていただきます。

私は、委員長の職という重責を拝命いたしました須藤でございます。市民の皆様の暮らしと深くかかわる福祉や教育を所管する教育民生常任委員会の委員長としてはいささか経験不足ではございますが、委員の皆様のお協力をいただきながら委員会運営に努めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、副委員長からも御挨拶をお願いいたします。

○藤田副委員長 副委員長の藤田です。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様の御協力で運営を図っていきたく思います。また、委員長をサポートしてまいりたいと思っておりますので、重ねてよろしくお願いいたします。

○須藤委員長 それでは、次に私のほうから委員の方々を御紹介させていただきたいと思っております。まず、鈴木委員です。

○鈴木委員 よろしくをお願いいたします。

○須藤委員長 石原委員です。

○石原委員 前期に引き続きよろしくお願いいたします。

○須藤委員長 柳井委員です。

○柳井委員 よろしくをお願いいたします。

○須藤委員長 板倉委員です。

○板倉委員 よろしくお願ひします。

○須藤委員長 そして最後に、山本委員です。

○山本委員 よろしくをお願いいたします。

○須藤委員長 以上でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、本日説明員として出席した者は、市長、副市長、教育長、保健福祉部長、教育部長、教育委員会次長2名、教育総務課長、教育総務課学校建設対策監、指導課長、放課後対策課長、文化芸術課長、生涯学習課長、スポーツ推進課長、国体推進課長、中央図書館長、保健福祉部次長2名、社会福祉課長、こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長、医療年金課長であります。書記として高野君、飯村君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 33号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

議案第 34号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 35号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 51号 工事請負契約の締結について

議案第 52号 工事請負契約の締結について

請願第 3号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願

以上6件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第33号牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第33号について提案者の説明を求めます。

○須藤委員長 生涯学習課長。

○横瀬生涯学習課長 それでは、議案第33号牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回、上位法であります社会教育法の第5条が改正されたことに伴いまして、同条を引用しております牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第1条中の社会教育法第5条第3号及び第4号を社会教育法第5条第1項第3号及び同項第4号に表記の改正をするものでございます。以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第33号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は、御発言を願います。ございませんか。

以上で、議案第33号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第34号牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第34号についての提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 おはようございます。医療年金課の石塚でございます。

今回の改正、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例、こちらは、新旧対照表をごらんのとおり、今のところ被保険者代表、医療機関代表、公益代表で12名いらっしゃるんですが、そこに新たに被用者保険等保険者を代表する委員1名を追加する改正となっております。

こちらの被用者保険と申しますのは健康保険組合とか、協会けんぽ、共済組合とかの保険業務に携わる方の代表者ということで、一応国民健康保険にも被用者保険の意見を取り入れようということで、今回追加させていただきました。以上です。

○藤田副委員長 これより議案第34号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は、御発言を願います。鈴木委員。

○鈴木委員 この国保の運営協議会に被用者保険等保険者を代表する委員を加えるということなんですけれども、これは今私一般質問でも行いましたけれども、国保の広域化、都道府県化ということで新たにそういう人を入れるということなのかなと思っているんですが、この被用者保険等保険者を入れるということの役割について、それから選出の方法ですね。たくさん事業者があると思うんですが、どういうところから選出をしていくというふうに考えているのか、またその

意見をどのようにこの国保の運協の中で反映させるということを目的にしているのか、その3点について伺います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 鈴木委員の御質問にお答えします。

まず、今回被用者保険追加する理由といたしましては、もともと前期高齢者の65歳以上の高齢者の医療におきまして、被用者保険からの支援というのもいただいている関係もありますので、そこら辺でそういう方の意見をいただきたいということと、鈴木委員おっしゃったとおり、30年度から発足します国保の都道府県化におきまして同時に県の運営協議会というのが発足しまして、現段階では前身期間として準備委員会というのが設立されているんですが、その両方におきまして被用者保険の代表者が2名が選任されるということになっております。あと、被用者保険の代表の任命というのは今任意なんですけど、一応調整交付金とかの評価の基準の項目になっていること、あと一応今後近い将来、被用者保険の代表が義務づけられる見通しがあるということに基づくものになっております。

続きまして、選出方法につきましては、今考えているのは、県内発祥の会社の健康保険組合の組合とか、あと協会けんぽの茨城県支部、そこら辺を中心に考えております。以上です。

○須藤委員長 意見の反映のさせ方はどうするのか。

○石塚医療年金課長 失礼しました。

意見の反映のさせ方としましては、被用者保険というのは、大体前期高齢、65歳以上の医療費におきまして国保と被用者保険の割合が大体7対3の割合を財政調整によって国保の負担割合を低くしていただいているということになっていきますので、特に保健事業は被用者保険のほうは60%と高いですので、そこら辺の意見とかを反映させたいなと思っております。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 何か、この被用者保険が入りますと国保に対する逆に不満みたいなものが出てくるんじゃないかなというちょっと危惧を今しているんですが、それはそれとして。

運協の年に2回開催するという事なんですが、いつごろまでに初めてこの代表を入れた運協が開催されて、どのような見通しを持っているのかということ。

それと、今、県のほうでも2名というお話だったように聞いたと思うんですが、市と県の運協の構成というのは全く同じような状況なのかどうか。その点について伺います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 鈴木委員の質問にお答えします。

まず、運協ですが、毎回7月から2年間、2年後の6月ということで、今回ことしの今月一応期限が切れまして、来月以降2年間新たに再任用というか延長になりますので、都道府県化のほうも今度来月納付金の算定方式とか決定される予定でおりますので、8月以降にそれまでに被用者保険の代表を任命しまして、会議を開催する予定となっております。

あと、運営協議会の構成なんですが、今のところ法令では被保険者代表と医療機関代表と公益代表、これは義務づけになっているんですが、それで被用者保険については任意になっておりま

す。人数につきましては、条例で定めるということになっておりますので、これは市町村によっても違いますし、牛久市の場合は今のところ被用者保険1名ということで考えております。以上です。

○須藤委員長 そのほかありますか。山本委員。

○山本委員 新しい委員さんのほうが7月1日から始まるということなんですけれども、今いらっしゃる12名、たしか1名欠員になっていると思いますが、その方も含めての再任用というか、決まっているのか。あと、公募の方が1名いると伺っていますが、公募の方に関してはどのような方法をとられて公募されたのか、公募がなくて再任用したのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 山本委員の質問にお答えします。

まず、7月からということで、今一応公益代表がお一人欠員になっておりますので、そこら辺の人選と、この議会が終わって議決をいただいてから被用者保険の代表者について選考していただきたいなと思っております。

一応、そちらは公益代表のほうは学識経験者、被用者保険は被用者保険と特定されておりますので、ここら辺は公募ではなくてこちらで検討して決める予定でおります。今までの状況で、被用者保険の代表で1名だけ公募をお願いしている方がいらっしゃいます。それ以外は公募というのは実施しておりません。以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 では、今回は公募の方はどうされるのかというところを確認したいのですが。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 公募の方につきましては、一応本人の再任の意思確認をとっておりますので、7月以降もお願いする予定でおります。以上です。

○須藤委員長 そのほかございますか。

なければ、次に、議案第35号牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第35号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 議案第35号牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

こちらは、国保税の場合に均等割と世帯割と申します1年間定額の部分がありまして、その一応現在7割、5割、2割の軽減の判定がございます。そのときの今回5割と2割の軽減を判定するための所得の拡大ということで、条文のとおりまず26万5,000円、こちら5割軽減の現在1人当たりの基準額になっているんですが、こちらを27万円に改め、2割軽減のほう、これは1人当たり48万円、これを1万円上げて49万円に改めるということになっております。

こちらの改正によりまして、若干ですが今まで軽減を受けられなかった方があって受けられる方がふえるという改正になっております。以上です。

○須藤委員長 これより議案第35号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 国保の減額の対象者の拡大ということなのですが、5割軽減のところでは対象者が何世帯何人ぐらい想定しているのか、また2割軽減のところではどうなのか。その点について伺います。

○須藤委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 現時点の状況でなのですが、一応5割軽減の方は1,257世帯から1,293世帯、36世帯の増加。2割軽減のほうは1,430世帯から36世帯ふえまして1,466世帯ということになっております。以上です。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

以上で、議案第35号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第51号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第51号について、提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 教育総務課川真田です。よろしくお願いいたします。

議案第51号は、平成29年度牛久第一中学校体育館改築の建築工事に係る工事請負契約の締結についてであります。

昭和39年建築で、老朽化し、耐力度不足となっている牛久一中の体育館の改築事業でありまして、一般競争入札によりまして平成29年5月17日に入札を実施しました。常磐・塚原特定建設工事共同企業体が税込み5億9,184万円で落札いたしました。

工事概要といたしましては、体育館改築事業のうちの建築の部分でございまして、鉄筋コンクリートの一部鉄骨造2階建て、延べ床面積として2,100.97平米、工期は30年の3月30日までであります。別途工事として電気工事5,184万円、こちら竹内電気が落札、機械設備工事税込み1,285万2,000円、塚本産業株式会社が落札、その他躯体工事等がございませぬ。

スケジュールといたしましては、議会で議決をいただいた後に着工しまして、まず建物の建つ位置にあります部室等の解体、こちらに入りまして、その後工事を行いまして、本体のほうは3月末までに終了、翌年になりまして旧体育館のほうを解体いたしまして、8月から10月ごろまでの間でテニスコートを整備する予定でございませぬ。以上です。

○須藤委員長 これより議案第51号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は、御発言を願います。鈴木委員。

○鈴木委員 かなり老朽化したこの一中の体育館の改築ということなんですけれども、災害時対応の留意点といいますか、その点についてちょっと詳しく御説明願いたいんですけれども、設計図などはもう配付いただきました。そしてその中に運動場、ステージ、体育倉庫、男女トイレ、多目的トイレ、そこに加えて防災倉庫というふうにありますね。そのほか更衣室等々の工事内容となっているわけなんですけれども、その防災倉庫が各学校にどれだけきちんと整備されているかということが気になっていたところなんですけれども、またこの防災倉庫の設置によってどの

ように防災的な対応ということで留意されるのか。また、多目的トイレ等について伺います。

それから、牛久二小が体育館の改築工事をして、かなり地域の人たちの活動の場というふう
に開放された形で運用がされていると思うんですけども、この一中の体育館の工事によってどの
ようにその点が開かれていくのかということもあわせて伺います。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 鈴木委員の御質問にお答えいたします。

まず、防災面での対応ということにつきましては、今も図面のほうを見ていただいて目立った
かと思いますが、トイレの部分について特に面積を多くとっております。当然ブースの数も多く
とってあるというような状況でございます。防災倉庫のほうもこちらのほうにありまして、学校
ごとに防災備品の置き場、さまざまなんです。置き場の余りないところについてはステージの
下の部分に保管をしているというところが一般的でございます。毛布であったりとかそういった
ものをステージの下の椅子を出した脇あたりの空間ですね、そういったところに各部署、基本
的に配置しているというような状況でございます。こちらは防災倉庫を設けて多目的トイレも設
けております。

あと、学校開放につきましては、こちらほかの学校と同じようになり学校開放のほうも使
われております。ですので、これまでどおりの使い方でいくかと思うんですが、ただ面積がかな
り広がりますので、当然利用のほうも広がってくるのかなということで考えております。具体的
にはちょっとあの、はい、今後のことですので、はい。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 災害時のこと、非常にこだわるわけなんですけれども、いろいろね、3. 1 1や何
や、いろんな災害、被災地の経験などで、やっぱり学校の体育館に避難場所として集まってくる。
そこで、本当に車椅子の方たちとか、学校のトイレがバリアフリーになっていないためにそれを
使えなくて、そして危険な自宅に戻るとか、いろんな経験が報告されていますけれども、そうい
う点も含まれて当然されていることとは思いますが、そのバリアフリーのことについて、ちょっ
とお伺いします。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 バリアフリーの点については当然考慮して建設をしております。トイレ
のほうにもありますように多目的トイレを設置しております。二小のほうなんかは多目的トイレ
整備されていたりもしますが、なかなか体育館で多目的トイレまで整備しているところはまだ行
き渡ってはいない状況ではあります。こちらのほうはその点に対応しております。

○須藤委員長 そのほかございますか。石原委員。

○石原委員 この議案について、1点だけ確認をしたいんですが、これ申し上げることは52号
議案にも関連することなんですけれども、この参加業者、入札参加業者を見ますと、3社JVと
いうことになっておりますが、この業者の参加資格の範囲というものについてはどのようになって
いたのか、確認を求めます。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 業者の参加資格なんですけど、一般競争入札の中での条件ということで、公告のほうで示してありますのは、JVということで、親と子がありますが、その親のほう、代表構成員のほうについては総合審査評定が900点以上で過去2年間の工事高の平均が6億以上。子供のほう、代表構成員以外のほうについては700点以上であり、2年間の平均完成工事高が1億以上と。年度については27、28ということで平均しております。そういった形で公告しております。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 本店及び支店の所在地を見て、私の言い方が悪かったんですけど、本店及び支店の所在地の範囲はどこになっているのかということをお尋ねしたかったわけなんですけど、その点はどうですか。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 済みません、漏れました。

本店、まず代表のほうについてですが、竜ヶ崎工事事務所管内に建設業法による本店を有するものという形で、代表以外も同じですね。どちらも同じです。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 そうしますと、竜ヶ崎工事事務所管内ということになってきますと、ある程度業者数がこれ私の懸念かもしれませんけれども、このような業者に限られてきちゃうのかなという懸念もあるんですけど、競争性を高めるという意味では、その竜ヶ崎工事事務所管内という枠というものの見直しというものも必要になってくるのではないかなと今後思うんですけども。これはどうなんでしょう。副市長、いかがなんでしょうか。その辺については、今後その辺の見直しも含めて競争性を高めるという意味でもっともっと多くの業者に参加をしていただくというような方向で、今後の教育関係も含めてなんですけれども、一般競争入札についてはそういうお考えはありませんか。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 それでは、今の件ですけれども、よく言われますのが地場産業育成ということでの部分と、競争性ということが相対立する部分でよく言われているんですけども、今のところこの竜ヶ崎工事事務所管内でどれだけの業者さんがこの一般競争入札にしたときに参加できるのかというのは、これは申請ありますのでわかりますので、その辺を見てみますと、その数であれば、ちょっと今手元に現実の数がないんですけども、その数があれば競争性は保たれるだろうということでの竜ヶ崎工事事務所管内というふうに判断して公告しているという状況でございます。もしそれが、状況によりますけれども、工事の会社ですね、会社といったものが競争性を保たれないような数になってきたときには考慮していくということになるかと思えます。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 そうすると確認ですが、見直しもあり得るんだよというふうに理解しておいてよろしいですか。

○須藤委員長 副市長。

○滝本副市長 はい。今申しましたように、委員さんおっしゃるように競争性が保たれないといろんな不都合が生じてきますので、その判断をした上での見直しということにはなろうかと思えます。以上です。

○須藤委員長 そのほか、委員の方で質疑ありますか。ございませんか。

以上で、議案第51号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第52号について、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第52号について、提案者の説明を求めます。教育総務課長。

○川真田教育総務課長 議案第52号につきましては、平成29年度牛久南中学校校舎大規模改造工事の建築の1期工事になります。

こちらにつきましては、昭和59年度の建築でございまして、老朽化した牛久南中学校の校舎の大規模改造事業でございます。建物などかなり大きいものですから、1期工事、2期工事という形で分けまして、今回は校庭側の建物のほうになります。渡り廊下から後ろについては2期工事として翌年度以降に実施する予定です。

競争入札により、平成29年5月24日に入札を実施しまして、松浦・木村特定建設工事共同企業体、こちらが税込み2億3,814万円で落札いたしました。

工事概要といたしましては、管理・普通教室棟及び給食室棟の大規模改造工事になります。鉄筋コンクリート4階建て、改修の延べ面積は4,126平米。一部後から足した部分がありまして、そこについては平成3年5月の増築部分があります。大部分が昭和60年3月に完成した部分でございます。

工期のほうは、本年の11月17日までを見込んでおりまして、工事内容といたしましては屋根のカバー工法、屋上防水、あと外壁関係の塗装工事、あとトイレの改修、もちろん洋式化、ドライ化、あと廊下の腰壁内装仕上げ、その他建具等でございます。別途工事として電気設備工事のほうは4,212万円で飯島電気工事、機械設備工事が税込み3,456万円で塚本産業株式会社が落札しております。以上です。

○須藤委員長 これより議案第52号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 南中の大規模改造ということで、この工期を見ますと11月までですので、約5カ月ちょっとですか、ということで、改造になりますと授業も行われながらという中でやっていくこともあるのかと思うのですが、その子供たちへの騒音とかそういうものの配慮はどうなっているのかということがまず1点です。

それから、この見取り図というんですか、見せていただくと、全部改造するわけではなくて、職員室とか校長室、あとそれ以外も改造しないようなお部屋があるようなんですが、そこら辺はどういうことになるのかということをご教えてください。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 まず、工事期間の子供たちへの対応なんですが、こちら工期のほう11

月半ばまでということしかとっていないのは、結局子供たちが授業しながらなものですから、夏休み期間をフルに使って子供たちがいる部分は行方になります。影響のない部分、若干後に引っ張る部分もありますが、基本的に子供たちに影響が出る部分は夏休みにやっけてしまいます。このあたりについては、中根小のほうでも大規模な改修工事を行ってありますので、そのときの経験も踏まえながらいけるかと思ひます。

あと、工事の区間なんですけど、これちょっと済みません、図面のほうが見づらいかと思うんですけど、番号ついているところだけがやるという意味ではございませんで、職員室や校長室のほうも実施いたします。やらない部分といたしましては、この中で1階の一番右手側に3室あるんですけど、こちらは防災倉庫として今使っておりますので、市全体の防災倉庫ですね。備蓄倉庫として使っていますので、そこはいじりません。あとそのほか一部2階に更衣室であったり印刷室という部分が若干ありますが、そのあたりはやらない部分がございますが、基本的に子供たちなり先生が使う部屋は全て改修を行うという形で考えております。

○須藤委員長 ほかにありませんか。鈴木委員。

○鈴木委員 全体的にこの牛久の場合に大規模改修に伴って木質化ということでもかなり取り組んでいる実績はあると思うんですけど、ここの南中の場合にも木質化の高さですね、どのぐらいまで木質化にしていくのかということ、木質化の部分についての説明をお願いします。

それと、中学生になるとけがをしたりして車椅子を使ったりとかいろいろ出てくると思うんですけども、エレベーターの設置などは検討されていないのかどうかということをお伺ひします。

それから、この工事によって市全体の学校の大規模改修、校舎、体育館、それぞれのどのような状況になるのかということについて伺ひます。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 木質化についてですが、基本的に教育委員会としては大規模改修をやる場合には木質化、校舎の場合ですね、をセットで入れていきます。今回の場合なんですけど、窓等の位置によって若干上下はあるんですけど、基本的には2メートルを考えております。ただし、廊下の両側をやっけてちょっと幅員がとれなくなる部分もありますんで、そういった部分は外壁側のほうを教室から見える側のほうの壁の木質化と。床については基本的にサンダーがけをして磨いてニス塗る形でもよみがえらせるという形をとります。

また、車椅子についてということで、エレベーターの考えということなんですけど、この南中においてエレベーターをつける予定はございません。ただ、工期、2期工事のほうで行う工事の中では、多目的トイレの設置は考えてまいります。今1カ所だけ、以前ちょっとお子さんの関係で多目的トイレを女子トイレにつけたところがあるんですけど、渡り廊下の間にあるトイレのところを検討していきたいと考えております。また、各階のトイレについては、手すり付きのブースを1ブースずつは考えているということがございます。車椅子の対応した多目的トイレまでは本校舎のほうにはございません。以上です。

それと、市全体の大規模改修ということで、今ちょっと一覧表のほう手持ちでないんですけど、これで大規模改修が終わるということではございませんで、大規模改修自体は終わって、次13

校ありますので、10年ちょっとぐらいたつとまた古びてくるというのが現実でございます。今後出てくる可能性があるところとしましては、下根中については、今トイレの改修をこしやっておりますが、校舎の改修はまだでございます。神谷小についても、トイレはリニューアルされていますが校舎全体という意味ではまだでございます。そういったあたりが今後入ってくるのかなど。あと、それ以外にも初期のころに行った部分もやはりその経年変化を見ながら対応していく必要があると考えております。以上です。

○須藤委員長 答弁よろしいですか、それで。

○川真田教育総務課長 済みません、あと補助のほうとしては20年サイクルというのが一つありますので、そのあたりが目安になってくるかなということで考えております。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 トイレの改修とそれから給食室の改修とどちらもドライ化ということなのかなと思うんですが、その点の確認をしたいと思います。

それと、今の答弁の中で、木質化は特に校舎のほうを重点に置いてということなんですけれども、体育館のほうについてはある程度考えられているのか、体育館についての木質化の考え方について伺います。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 済みません、説明のほうは足りなかったんですが、給食室については中はいじりませんで、外壁の改修ということになります。

それと、あと体育館についてなんですが、木質化ということでいけば、一中の体育館、今度やる部分については、サブアリーナの部分でかなり木を使った工事を予定しております、県産材の補助、木づかい事業という補助も当て込んでおります。以上です。

○須藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと1点確認したいんですが、給食室のドライ化というのは非常に望まれていると思うんですけれども、それは対応なしということなんですか、今回は。今、外壁のみというお話があったと思うんですが、その点について確認したいと思います。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 済みません、今回の工事で給食室の中のドライ化というのは入っておりません。済みません。ただ、基本的に各校ともドライの運用をしろという指示はしております。ドライ化としてきちんと整備まではいっていないんですが、やはり衛生面のことでどの学校も水まいての清掃というのはやめてくれということで業者のほうには指示しております。ドライでの運用はしております。以上です。

○須藤委員長 そのほか、委員の中で質疑はございますか。柳井委員。

○柳井委員 入札のことでちょっとお聞きしたいと思います。

牛久市は入札する場合、事前に予算額を業者さんがわかるように公開しているわけですね。この入札調書見ますと、2億2,000万円は3社とも変わらないんですが、1番目が50万円、2番目が70万円、3番目が80万円ということで、20万、30万の違いで落札業者が決まっ

ているという形、出ています。ほとんど億の単位のあれでこういう本当の小さな差で落札者が決まるということ、これはもうね、入札制度ですから仕方ないことなんですけれども、牛久市のとっている事前に予算額を公表する場合と全然予算額を公表しないで入札する場合の各入札業者の何というんですか、価格の差というのは随分違ってくるんだと思うんですが、そのメリット、デメリットあるのかどうか。牛久市として感じておられたら参考意見として教えていただけたらと思います。

○須藤委員長 委員長からちょっと申し上げたいと思います。これ、総務の所管、落札の方法、入札と落札の方法ですとここの所管としてはなかなかお答えするのが難しいかなと思うんですが、学校。

○柳井委員 それじゃあ結構です。

○須藤委員長 よろしいですか。この件に関してということでしたらお受けできると思いますが、よろしいですか。はい、ではその件は取り消しということだそうです。

そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 特にございませんですか。

では、以上で議案第52号についての質疑及び意見を終結いたします。

以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見は全て終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論のある方、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 ありませんか。なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第33号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。
ここで、執行部の方は退席されても結構でございます。
ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前10時49分休憩

午前10時50分開議

- 須藤委員長 それでは、再開いたします。参考人の方、着席をしていただいております。
次に、請願第3号若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願を議題といたします。
参考人の真田さんには請願の趣旨を簡潔に御説明お願いいたします。

- 真田参考人 おはようございます。

本日は、このたび請願の説明趣旨の機会を与えてくださりまして、ありがとうございます。
では、説明させていただきます。

若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願。

請願者、全日本年金者組合牛久支部支部長真田竹子。

1、請願の趣旨。

住民の生活向上と福祉増進への日ごろの御尽力に敬意を表します。

さて、公的年金は高齢者所帯収入の7割を占め、そして約6割の高齢者所帯が年金収入のみで生活しており、老後の生活保障の柱になっています。現在、年金の支給は隔月となっていますが、欧米諸国では毎月支給を実施しているところが多く、毎月支給されることで計画的な生活が成り立ちます。また、新聞報道等によると政府は年金開始年齢を68歳以上に引き上げることを検討課題にしており、現在も年金支給開始年齢の引き上げが進行していますが、年金支給開始年齢のさらなる引き上げが行われる以降の世代にとって支給されるまで無収入となる者が生じ、将来世代に影響が強く出ることが懸念されます。このことは高齢者だけの問題でなく、若者の年金に対する不信を助長させ、年金制度への信頼が低下することにもつながります。年金はそのほとんどが消費に回るため、年金開始年齢の引き上げは地域経済と地方財政に大きな影響を与えます。

私たち年金者組合は高齢者が地域で安心・安全・健康で長生きできること、地域のつながりとまちづくりに貢献できることを願って日ごろから活動しています。つきましては、年金に関する私たちの切実な要求である次の請願項目について、意見書を採択し、地方自治法第99条に基づいて国及び関係大臣に送付されるよう請願します。

2、請願事項。

1、年金の隔月支給を毎月支給に改めること。

2、年金支給開始年齢の引き上げは実施しないこと。

以上です。よろしく願いいたします。

- 須藤委員長 真田さん、ありがとうございました。

それでは、請願第3号について、御意見のある方は、御発言をお願いいたします。鈴木委員。

○鈴木委員 高齢世帯の約6割が年金だけで生活をしているという実態、それが非常に大変高齢者の生活を深刻なものにしているんじゃないかというふうに思うわけですね。常々頭にくるのは、要するに株価の運用のあれで、2015年から16年にかけて10兆円も損失をしたというようなことはだんだん記憶に薄れてくるんですけども、やはりそういう問題。それから、2012年に2.5%削減する法律を通したという問題。やっぱりそういうことが本当に根幹になって今の年金制度を揺るがしているんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、もともと若い世代と高齢者の公平、公正ということでもって2.5%引き下げとかいうことがされたわけなんですけれども、現実に年々30年もずっと減らし続けていったら、現役の若い世代が年金を受給するときになったら本当に低い年金からスタートしなくちゃいけないということになって、決してこの若い世代も高齢者との公平という年金制度の改正ではないというふうに私は常々思っているわけなんですけれども、タイトルにあります「若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める」ということは、本当に大事な状況になっているんじゃないかなと思います。当然、この要望事項の2項目はごく当たり前のことであって、隔月の毎月支給を求めるとか、それから開始年齢の引き上げは実施しないとか、この点については当然のことだと思いますので、この請願、一番地方議会は住民の立場をよく認識できるところにありますので、この地方議会からの請願ということで賛成をいたします。

○須藤委員長 ほかに御意見のある方、いらっしゃいませんか。山本委員。

○山本委員 この若い人も高齢者も安心できる年金制度を求めるという趣旨にはもちろん賛同するものではあるんですが、ただこの請願事項の2項目を見ますと、年金制度の持続性というものを考えるときに、この請願事項だけでは十分ではないと私は考えます。

先ほども鈴木議員もおっしゃられたように、高齢化社会にこれから対応していく制度のあり方、その全体を考えていかないといけないのではないかと私は考えますので、この請願には反対させていただきます。

○須藤委員長 ほかに御意見はございませんか。

なければ、以上で請願第3号についての意見を終結いたします。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

参考人の真田さん、どうもありがとうございました。

午前10時58分休憩

午前10時59分開議

○須藤委員長 再開いたします。

続いて、討論を行います。

討論のある方、御発言をお願いします。ございませんか。

○須藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、請願第3号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手少数であります。よって、請願第3号は不採択と決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

それではここで、石原委員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。石原委員。

○石原委員 お手元に関連質疑事項ということで、配付をされていることと思いますが、せっかくの機会でございますので、教育関係について2点ほどお尋ね及び確認をさせていただきたいことがございます。よろしいでしょうか。

○須藤委員長 2点の項目、お手元に配付されておりますので、委員の皆様のところには。2点ということで、このいずれについてでございましょうか。確認をしたいと思います。

○石原委員 失礼をいたしました。2番目の小規模特認校への児童生徒のバス送迎の件と、4番目の小中学校の教師用のパソコンの充実化ということの2点であります。

○須藤委員長 ただいま石原委員から発言がありました。

お諮りいたします。

教育民生常任委員会における質疑事項について、2番目の小規模特認校への児童生徒のバス送迎の件と、小中学校の教師用パソコンの充実化の件を議題とすることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員会における質疑事項について、議題とすることに決定いたしました。

それでは、教育民生常任委員会における質疑事項についてを議題とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、教育民生常任委員会における質疑事項についてを議題とすることに決定いたしました。

これより、教育民生常任委員会における質疑事項についてを議題といたします。

まず、小規模特認校への児童生徒のバス送迎の件を議題といたします。

質疑及び。

自席で、暫時ちょっと休憩してください。

午前11時04分休憩

午前 11 時 04 分開議

○須藤委員長 再開をいたします。

それでは、ただいま全員賛成でこの件が教育民生常任委員会の議題となりましたので、各委員皆様が発言できるということになります。ここには石原委員よりは現在の児童の生徒数等の御質問が出ておりますが、石原委員に限らず皆さん発言、質疑ができますので、その点を含みおきの上、質疑を進めていきたいと思っております。質疑及び意見のある方はよろしく願いいたします。石原委員。

○石原委員 お時間をいただきましてありがとうございます。

それでは、簡潔に質疑に移らせていただきます。

4 月から小規模特認校へのバス送迎ということを実施されていると思いますけれども、現時点で児童生徒はそれぞれ何名小規模特認校に通学をしているのかということが 1 点。

その中でバス通学をされている方は何名いるのかということ。

さらに、保護者等からそのバス通学を含めた小規模特認校についてどのような意見や要望というものが出されているのか。

以上について、お尋ねをいたします。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 石原委員の御質問にお答えいたします。

まず、今現在で小規模特認校に通われている児童生徒、小中合わせて 29 名おります。小学校が 23 名、中学校が 6 名という形でございます。その中で、今回 4 月から運行を始めました中央生涯学習センターからのバスの利用として希望を出しているのが 17 名の方がいらっしゃいます。これは必ずしも毎回利用するというのではなくて、利用する可能性がある方に登録、利用申請を出していただいています。常時乗っているのは 10 名程度ということで伺っております。帰りのほうが若干多くなるということで聞いております。

それと、バスの運行について保護者からの要望ということなんですが、これまでにあった要望としては、最終的にルートの方は市としては幾つか検討した中で最短の中央生涯と奥野小を結ぶ最低限のルートということに決着をしたんですが、やはり保護者の中には毎日のことですのでもうちょっとうちの近くで乗せてほしいというお声は確かにございます。ただ、これも同じ朝の混み合う時間帯でシミュレーションということで何回か走らせて結論を出したんですが、やはり 1 台のバスでぐるぐる回った場合に結局子供が乗っている時間が 1 時間超えてしまうという多分可能性も出てくるという状況の中で、現時点ではまず最短のルートでやってみようということでスタートしたもので、そのあたりも保護者の方にお話をしながら今のところ御理解いただけているのかなということで、今後の検討課題ということで残っております。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 希望者が 17 名に対して 10 名前後の利用者ということの今お話がありましたが、そうしますと残りの方は保護者等のマイカー等での送迎というふうに理解してよろしいですか。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 はい、残りの方はマイカーの送迎です。結局、保護者の御都合によりこちらに来られる時間の問題もありまして、それであれば児童クラブに預けたほうがいいというような考えの方もいらっしゃるし、あと場合によっては中学生の場合は、時期的にだけ利用したいということで登録されている方もございます。以上です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 確かにそのような声はあろうかとは思いますが、このバス送迎の導入をお願いした際には、やはり牛久市が小規模特認校というものを実施している以上、当然通学の安全安心というものについての環境整備というものがきちんとしていけなくちゃいけないということでお願いをしたわけでありまして、このバスを利用していない人も含めてもっともっと安全安心にバス通学ができるような環境整備というものをいろんな意味できちんと確立をしなければいけないというふうに思いますけれども、その辺について教育長、今後、方針、どのようにお考えですか。

○須藤委員長 教育長。

○染谷教育長 今回のバスの通学についても、通ってくる子供たち1軒1軒の家を地図の上で落として、この子供たちをどう拾ったらいいとか考えたり、どのコースがいいとか、1回戻ってきたら中央図書館におりたほうがいいんじゃないとか考えたんですが、今度その安全を誰が見るんだとか、そこに親が決まった時間に来ないときにはそのままその子供をそこに置いておくのか、また奥野に戻していくのかとか、さまざまなことを考えながら今の形に一応なったんですが、議員のおっしゃるような今後子供たちの転入の数も変わってくると思いますので、また適時、毎年見直しを図っていきたいと思っています。以上です。

○須藤委員長 ほかに、委員の方で質疑はございますか。

なければ、以上で小規模特認校への児童生徒のバス送迎の件についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、小中学校の教師用のパソコンの充実化の件についてを議題といたします。

質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 この件に関しましてでございますが、私のところに小中学校の先生方がいわゆる情報収集、教育のためです、情報収集なり勉強なりをする際に、インターネットに接続できているパソコンの台数が極めて限られているというような話が伝わってきております。実際に、例えば奥野小なり牛久二中等ではインターネットにアクセスできているパソコンというのは何台あるのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 奥野小と牛久二中ということで申し上げますと、奥野小が4台、あと牛久二中が4台でございます。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 それも含めまして、パソコンの台数は何台それぞれあるんでしょうか。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 先生が使うパソコンといたしましては、公務用のパソコンとして先生の

人数分ございます。ですので、奥野小は15台で二中が18台ということで、未配付者としては非常勤講師、スクールアシスタント、用務手などは対象にしておりませんが、それ以外の先生はカウントした中で配付しております。そのほかに今申し上げたインターネット接続用のパソコンが4台ずつという状況です。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 そうなるとまいますと、十数名の先生方がいる現状の中で、インターネット接続用のパソコンが4台というのはちょっと、失礼な言葉になるかもしれませんが、お粗末であるというふうな感じがいたすわけでございますが、その点についてどうなんでしょう、先生方からの何らかの要望というものはあるんでしょうか。

○須藤委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 確かに人数に対してインターネット接続用のパソコンが少ないという状況は明らかであると思います。これは本庁舎内についても同じ環境でありまして、牛久市のやり方がやはりウイルス対策であったり、情報の流出ということのリスクに重きを置いて完全にパソコンを分けると、外と中で分けるという方針をとっていると聞いておりますので、そういった中ではかなり少ないと思います。

先生からの御意見としては、ちらっと聞いたことがあるのは、例えば教室で持って行ってインターネットの中でもいい教材があって映したいといった場合に、やっぱり持っていく台数がないということもお伺いしたこともございます。ただ、そういった部分については、今後もタブレット等、教育環境の中でのICTの整備が進めばそれにつながるパソコンと同等となりますので、子供たちに見せることはできるのかなと。ただ、職員室の中で教材等の調べものに対しては少ないと思います。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 今、教育総務課長のほうからインターネット接続用のパソコンの台数が少ないんだという貴重な発言があったわけですが、やはりこの情報化社会、21世紀の中において、教師といえども教育のための情報収集というのは、日々これ欠かせない事項であると思います。当然、教育総務課長が申されるように、ウイルス対策、安全安心の情報流出管理というものは必要になってくると思いますけれども、その教育総務課長の発言を受けて、教育長、今後どうですか、この教師用のインターネット接続用のパソコンの台数をふやすということについて、どのようにお考えですか。

○須藤委員長 教育長。

○染谷教育長 委員おっしゃるように、ICT教育というのはこれから欠かせない教育だとは思っています。一つは先生方の公務用のパソコンが充実すると先生方の公務が非常に楽になってくるというのが一つです。もう一つは子供たち用のパソコンを充実させて授業にICT教育に使っていくことで子供たちの学力も向上させていきたいと。そう考えますと、絶対数が足りないという状況が現実かなと思っています。インターネットにつながるパソコンプラス絶対数が入れかえの時期に来ているのかなと思っていますので続けて財政のほうに要求しながら、入れかえ、台数、そ

ういったものを今後とも交渉していければなと思っています。

○須藤委員長 石原委員。

○石原委員 今、教育長からも力強い発言がございました。私としてもこういう質疑をした以上は、当然にインターネット接続用の学校現場でのパソコンの台数がふやしていただけるということを大いに期待をいたしまして私の質疑を終わります。

○須藤委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

石原委員からの御要望による質疑でしたので、ほかの方はなかなか質問について用意できる状況にはないというふうに思いますが、じゃあ、委員長のほうから確認をしたいものがありますので、議長交代させていただきます。

○藤田副委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでは、大変ちょっと初歩的なことで、まだこの状況をきちんと把握できておりませんので、確認をしたいと思うんですが、教材用に各子供たちにタブレットの使用というのが認められていると思うんですけども、タブレットの使用状況というのは、この公務用のパソコンとの何というんですか、連携みたいな形ではどのように使われているのかということですね。そこに今、石原委員の質問にございましたように、新しい教材をどういうものがあるかということをお尋ねしていただくのには当たっては外のいろんな情報というのは重要だと思いますが、それにも対応できるような形でタブレット等も含めて使えるような状況になっているのか、その点をお尋ねいたします。

○藤田副委員長 教育総務課長。

○川真田教育総務課長 今のタブレットの環境の関係なんですが、今タブレットが整備されているのは中学校5校でございます。これについては、各学校44台ずつ全部配備しまして、各教室にLANケーブルも回ってまして、インターネット環境が整っています。ですので、先ほど私先生からの御意見で教室で見せたいなというものに関してはそういったタブレット等が導入されてくれば見せる手段が出てくるのかなと。それとは別に公務用で使うパソコンというのを配置しております。これも中学校については全部26年にリニューアルしておりますが、小学校については、台数は確保されていますが、正直年数的にはもう6年、7年、たってしまうような状況でございます。もちろん壊れたものは部分的に買い換えはしております。そういった状況の中で、台数は足りておりますが、公務用のパソコンからのそもそも直接のインターネット接続というのは今牛久市は許しておりませんし、接続できるパソコンは分けているという状況です。それは庁内も同じでございます。

○藤田副委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでは、再質問なんですけれども、先生方は、特に中学校ということで限定したいと思うんですけれども、こうしたインターネットも含めた教材を新たな発掘をしてそれを利用するというようなことで、つくば市のようにICT教育が進んでいるところもあればそうでないという地域から牛久市に赴任されてくる方もいらっしゃると思うんですけれども、先生方がこうしたICTを活用した教育をできるような環境、いわゆる利用しやすいように先生方ができる何

というんですか、研修というのか、パソコンを使えるような、そうした研修というのは、行う、今の方々ですから、必要があるのかないのか、もうそのくらいは精通しているということなのか。ちょっとその辺の先生方の活用状況というのか、それを確認したいと思います。

○藤田副委員長 教育長。

○染谷教育長 守谷とか土浦というのは全ての教室に電子黒板というのがありまして、そこにパソコンがくっついてますから全ての教室でインターネットでできるという状況があるんですね。それは守谷、土浦が一番進んでいると思うんです。まずそれが牛久は今からだとこのと、先ほど総務課長が言ったように、タブレットというのが小学校にはないんです。小学校にはデスクトップという、このままなんです。そういうのを整備していきながら一緒に研修もしていくのが必要かなと思うのと、今指導法も詳しくて整備も詳しいという職員を1人、臨時で非常勤で雇っていて、毎週水曜日来てくれているんです。このスタッフが学校を回りながら指導法を教えたり、ちょっとしたトラブルは直したりというのを毎週水曜日やってくれる方が1人いらっしゃる状況なんです。ですからまず整備をしながら同時に研修もして行ければなと思ってますので、両方進めていければなと思ってます。とりあえずは小学校のタブレットと、あとそういう電子黒板みたいなものがあればいいなということを考えている状況です。

○藤田副委員長 それでは、委員長を交代します。

○須藤委員長 そのほか委員の方からは質疑はございませんか。

以上で、小中学校の教師用のパソコンの充実化の件について、質疑及び意見を終結いたします。

以上で教育民生常任委員会における質疑事項についての質疑及び意見を終結いたします。

これをもちまして、教育民生常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。執行部の皆さん、ありがとうございました。

午前11時23分閉会